

奈良県フォレスターアカデミー規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第四十八号

奈良県フォレスターアカデミー規則の一部を改正する規則

奈良県フォレスターアカデミー規則（令和二年三月奈良県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次のとおり」を「フォレスター学科及び森林作業員学科を合わせて、おおむね二十人」に改め、同条各号を削る。

第一号様式中「~~本~~氏~~名~~」を「本人氏名」に改める。

第二号様式（その一）及び第二号様式（その二）中「~~本~~氏~~名~~」を「氏名」に改める。

第三号様式中「~~本~~氏~~名~~」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。